

離婚をめぐる母子保健学的研究

研究協力者 石井 哲夫(日本総合愛育研究所)

はじめに

近年、わが国における離婚率の急増と、これに関連している社会問題についての関心が高まって来ている。我々は、離婚に伴なう家族関係によって歪められる子どもの生育条件に注目し研究を行って来た。今回の研究は、わが国における離婚に関わる子どもの状況を文献調査し、この子どもたちへの社会的養護問題を養護施設職員調査へと展開させようと試みた。とくに養護施設入所児の問題傾向とその家族との関係に焦点をあてた。この研究は、今後その対策と結びつけられることになるであろう。

1. 子どもをめぐる離婚の現状分析

1. 目的 近年、わが国における離婚率の増加がマスコミを賑わすようになって久しい。離婚というのは当然、既存の家族の崩壊を意味するが、有子離婚がふえている状況を考えると、子どもの成長を養護し、いかに援助していくかも重要な問題である。そこで、ここではまず日本の離婚の現状を分析することにより、家族への援助、さらには子どもの処遇のあり方について検討する。

2. 離婚率の推移とその背景 夫婦の離婚件数はここ2～3年やや停滞してはいるものの、あいかわらず高い割合で推移している。これを欧米諸国と比較(1982)してみると、人口千人対の離婚率は、アメリカの5.08、英国の2.94に対し、日本は1.39とかなり低いが、戦後最低だった昭和38年(1963年)の0.73からすると約20年間でほぼ2倍になっている。また、その背景となる要因としては、結婚・離婚に対する意識やライフ・サイクルの変化、女性の経済的自立、離婚の歯どめとなる家族や地域社会のもつ機能の弱体化など、枚挙にいとまがない。しかし、ここで特に注目したいのは、離婚に至る夫婦同居期間の長期化と離婚年齢の上昇に伴う‘有子離婚の増加’という内容的な特質の問題である。若年層に比べ中年層の離婚率の伸びは急激で、40歳代の離婚率を見てみても、昭和45-55年の10年間で倍増している。さらに、昭和59年の有子離婚が全体に占める割合は70%にも達しているのである。こうした結果は、それだけ親の離婚に未成年の子どもが巻き込まれるケースが増えている事実を裏付けていると言うことができよう。

3. 親の離婚が子どもに及ぼす影響 離婚後、両親の一方が子どもを引きとっての生活は容易なものではない。離別母子世帯の1世帯当たりの平均年間収入(母親が就労している場合も含む)は200万円にも満たず、2割近くがサラ金等の金融業者から借入金があるという報告すらある。家族、ことに親の経済的、精神的負担の増加が、家庭の児童養育機能を著しく低下させることは言うまでもない。子どもの側からすれば、離婚に至る前に、両親が子どもの目前で激しく言いあらそったり、冷たい沈黙のた

たかいを続けている中であって、自らの不安や苦痛をどこに向けて表出したらよいのかわからない状態に置かれる。子どもは一方的にストレスを受ける被害者であるにもかかわらず、親たちは自分の問題で精一杯である場合が多い。事例的にみると、片方の親が自分の考えや立場を子どもに押しつけ、共生的に結びつくことによってもう一方の親を軽視し、軽蔑し、敵視するといった'歪んだ家族(T. Lidz)'をわれわれはしばしば経験している。これでは、男性、女性としてのモデルを、親が子どもに提供することはできない。この問題は離婚後も同様で単親になることにより、子どもは父性、あるいは母性のどちらかを失なうことになる。将来、社会に適応していくためには健全な男性像、女性像の確立が望まれるわけで、離婚に伴う家族構造や生活環境の変化に子どもが適応できず、劣等感や孤立感を抱き、情緒発達や対人関係などの面で様々な問題が現われてくることが懸念される。

4. 子どもへの対策 従来から離婚の渦中にある子どもへの同情論は多いが、具体的な対応策が論じられたことはきわめて少ない。相談機関で扱うケースでも、子どもに何らかの問題行動が認められた時、初めて親に伴われて来所する場合がほとんどである。家族崩壊の危機で不安になり悩んでいる段階で、子ども自身が直接援助が受けられるシステムは日本にはまだない。電話相談などでは、親の不和や離婚について子どもから訴えてくる件数が増えているが、子どもと相談機関とを直接結ぶルートが早くできることが望まれる。Richards, A.等によれば、アメリカではすでにこうした子どもを対象にした相談機関は数多くあり、そこでは子どもが自立して生きていけるよう励まし援助していくことに主眼がおかれているという。また、例えば児童相談所などでは、子どもの問題行動は扱うが、夫婦の不和にまで直接介入することはまずない。家族療法とはいわないまでも、家族全体を一つの治療対象とし、その力動関係を調整することによって、子どもと親の問題とを同一の範ちゅうの中で解決していこうとするアプローチも必要なのではないだろうか。さらには、小此木が提唱しているように、子どもとかわる多くの家族が互いに支え合う家族ネットワークの形成も今後の課題となろう。

Ⅱ. 親の養育機能の失調・欠如が子どもの発達に与える影響の分析

一 養護施設入所児童の調査研究から一

(目的) 本研究の目的は、夫婦の離婚や親自身の持つ問題によって生ずる、子どもに対する親の養育機能の失調・欠如という家庭機能の不全が子どもの発達にどのように影響するかを、養護施設入所児童を対象として、子どもの側からその実態を明らかにすることにある。

(方法) 調査対象は、東京都所管の民営養護施設に在籍する小学5年生から中学3年生までの児童470名。調査では、「施設職員に対する調査票」および「児童本人に対する調査票」を作成、実施した。

(結果と考察) 以下は、親の養育機能を中心とした家庭環境が児童の発達や問題行動に与える影響について分析したものである。

1) 実父実母の欠損の有無等 実父の欠損率は43.7%(その内訳は死別21.5%、生別78.5%)、実母の欠

損率は65.9%(死別21.5%、生別78.5%)である。実母ありの場合のみ児童の非社会的・反社会的問題行動(以下問題行動と略記)の発生が統計的に有意に多い。欠損なし、死別、生別の分布パターンと問題行動の発生の有無を同様に検討したが差はみられない。

2) 実父・実母の生別の理由 実父との生別の理由は、全体(115人)では離婚が40%、行方不明41.7%、その他・不明18.3%、実母の場合(172人)では、離婚58.7%、行方不明33.1%、その他・不明8.2%である。実父・実母の生別の理由(離婚、行方不明、その他・不明)と児童の問題行動の発生の有無には関連性がみられない。

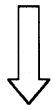
3) 実父・実母の欠損の時期 実父の欠損の時期は平均で5.5歳($N=130$, $SD=4.69$)であるが、実父の欠損の時期が早いか遅いかと問題行動発生の有無とは関連がない。しかし実母の欠損の時期($N=196$, $M=5.4$, $SD=5.98$)とは関連があり、実母を幼くして失った児童は問題行動を起しやすい。この結果は次の主たる養育者の結果と符合する。

4) 主たる養育者 問題行動を示す児童に乳児期の実母の養育機能の欠如や幼児期の実父実母の養育機能の欠如が顕著である。これは、児童の発達や問題行動の生起が幼少期における母親の養育機能を中心とした家庭環境の要因や条件によって強く左右されることを確認する結果である。特に幼少期における母親の養育機能が子どもの健全な発達に果す役割は非常に大きいといえる。

5) 実父・実母の問題点 問題行動を持つ児童の実父に酒乱・アル中、ギャンブル狂、ヤクザ等の問題点をもつ(持っていた)人が多く、逆に問題行動なしの児童の実父には問題点を持つ(持っていた)人が少ない。

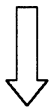
6) 施設入所理由 施設に入所している児童はそれぞれ厳しい生育歴や家庭環境を体験してきているが、入所理由が本人の問題行動、遺棄、養育拒否、虐待等の過酷である場合に、単に養育困難に比べて問題行動を示す児童が多い。

親の養育機能の失調・欠如によって児童が受ける影響を検討したが、結果から、特に実母の欠損が幼少年齢時である、乳幼児期に主たる養育者が両親ではない、実父に問題点がある、施設入所理由が過酷である場合に、子ども達は非行、反社会的問題行動、非社会的問題行動、学業不振等様々な発達上の問題を示すことが明らかとなった。これらの問題の所在は、単なる親の欠損とか養育機能の失調・欠如にあるのではなく、1人の人間としての社会生活能力、子に対する責任と義務の遂行能力、人格的成熟の無力さと未熟さが問題の発生の背景や契機として働いていることを痛感する。SCTの両親像・家族像によれば、厳しい生育歴や過酷な親を持った児童は、それでもなお親や家族に対して否定的感情とともに強い思慕の情を抱いている。恐らく、児童が生き続けて行く上で、親や家族の問題は一生かかって取りまねばならない根本的な課題なのであろう。家庭や家族の機能が脆弱化や病理化の危機にある現在、子どもの心理や福祉に関わる者にとっても親子関係は夫婦関係とともに重要な役割をになう鍵概念である。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

近年、わが国における離婚率の急増と、これに関連している社会問題についての関心が高まって来ている。我々は、離婚に伴う家族関係によって歪められる子どもの生育条件に注目し研究を行って来た。今回の研究は、わが国における離婚に関わる子どもの状況を文献調査し、この子どもたちへの社会的養護問題を養護施設職員調査へと展開させようと試みた。とくに養護施設入所児の問題傾向とその家族との関係に焦点をあてた。この研究は、今後その対策と結びつけられることになるであろう。